

# 大阪 MICE ビジネス・アライアンス規約

(名 称)

第1条 この会は、大阪 MICE ビジネス・アライアンス (以下「本会」という。) と称する。

(目 的)

第2条 本会は、大阪・関西が世界一級の MICE ビジネス振興エリアとして発展していくことを共通の課題とする関係者が、行政区域、産業分野、活動領域などの垣根や、競争・競合関係などのハザードを超えて互いに連携を模索し、大阪・関西の多様な資産を活かし、世界に誇る MICE 環境を実現するために何が必要かを考え、提言し、世界にアピールしていくことにより、MICE 事業の大阪・関西への誘致促進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業に取り組む。

- (1) 世界の先進事例等の情報収集・情報共有
- (2) MICE ビジネスを担う高度人材の育成
- (3) 世界に向けた大阪・関西の PR
- (4) 個別 MICE 事業の誘致活動、開催準備、運営等への支援・協力
- (5) MICE ビジネスの振興に関する行政施策、施設整備、運営等への提言、支援、協力
- (6) その他本会の目的達成のため必要な事項

(会 員)

第4条 本会は、その設立趣旨・活動目的に賛同し、所定の手続きを経て参加する企業および個人を会員とする。

(組 織)

第5条 本会の役員として、会長、副会長、幹事及び会計監事を置き、役員は、会員総会において選出する。

2 事務局を大阪観光局 (公益財団法人大阪観光コンベンション協会) に置く。

(会 議)

第6条 本会にかかる議事は、役員会、幹事会、または会員総会において協議し、決定するものとする。

(会長の専決処分)

第7条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、会議の権限に属する事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(補 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則1 本規約は 2013 年 12 月 5 日から施行する。

以上